

久喜市緊急中小企業・小規模事業者事業継続給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、市内の事業者に対して実施する久喜市緊急中小企業・小規模事業者事業継続給付金（以下「給付金」という。）を給付する久喜市緊急中小企業・小規模事業者事業継続給付金給付事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付の対象とする者は、法人にあつては別表第1に掲げる者とし、個人にあつては別表第2に掲げる者とする。

(欠格事項)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

- (1) 申請日において国が給付する持続化給付金の給付を受けた者又は申請中である者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（性風俗関連特殊営業のうち店舗型性風俗特殊営業に係るものに限る。）を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(給付額等)

第4条 給付金の額は、法人にあつては20万円、個人にあつては15万円とす

る。

2 給付金の給付は、対象者1人につき1回限りとする。

(給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急中小企業・小規模事業者事業継続給付金申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に別表第1又は別表第2に規定する書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出するものとする。

(給付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、申請者に対し給付金を給付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付金の給付をしないことを決定したときは、緊急中小企業・小規模事業者事業継続給付金不給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(給付の決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは、給付の決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第8条 市長は、給付金の給付の決定を取り消した場合において、当該給付金が給付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(調査等)

第9条 市長は、給付金の給付を適正に行うため必要があるときは、申請者に対して、報告させ、又は職員に関係帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、久喜市緊急中小企業・小規模事業者事業継続給付金給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第5条関係）

対象者	要件	申請時の添付書類
一般対象 法人	次に掲げる要件のいずれにも該当する法人 (1) 久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成29年久喜市条例第10号）第2条第2号に規定する中小企業又は同条第3号に規定する小規模企業（以下「中小企業等」という。）であること。 (2) 令和元年（平成31年）以前から売上高があり、今後も事業を継続する意思があること。 (3) 令和2年1月から申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で売上高（新型コロナウイルス感染症対策として、地方公共団体から休業要請に伴い給付される協力金等の現金給付を除く。以下この表において同じ。）が30%以上50%未満減少した月が存在し、かつ、申請日までに売上高が50%以上減少した月がないこと。 (4) 久喜市新規創業事業者応援給付金給付事業実施要綱（令和2年久喜市告示第317号）の規	次に掲げる書類 (1) 履歴事項全部証明書の写し (2) 法人名義の振込先口座の通帳の写し (3) 令和2年1月から申請日までの全ての月間売上高等が確認できる書類 (4) 令和元年（平成31年）の全ての月間売上高等が確認できる書類 (5) その他市長が必要と認める書類

	<p>定による久喜市新規創業事業者応援給付金（以下「新規創業事業者応援給付金」という。）の給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 申請日において市税に滞納がないこと。</p>	
<p>特例1対象法人</p>	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する法人</p> <p>(1) 中小企業等であること。</p> <p>(2) 令和元年（平成31年）中に設立（合併及び法人化も含む。以下「設立等」という。）をした法人で、今後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(3) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年（平成31年）の月平均（設立等をした日の属する月を1か月とみなして計算した平均とする。）の売上高と比較して、売上高が30%以上50%未満減少した月が存在し、かつ、申請日までに売上高が50%以上減少した月がないこと。</p> <p>(4) 新規創業事業者応援給付金の給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 申請日において市税に滞納がないこと。</p>	<p>次に掲げる書類</p> <p>(1) 履歴事項全部証明書の写し</p> <p>(2) 令和2年1月から申請日までの全ての月間売上高等が確認できる書類</p> <p>(3) 設立等をした日以後の令和元年（平成31年）の全ての月間売上高等が確認できる書類</p> <p>(4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>特例2対象法人</p>	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する法人</p> <p>(1) 中小企業等であること。</p> <p>(2) 令和2年中に合併した法人で、今後も事業を継続する意思があること。</p>	<p>次に掲げる書類</p> <p>(1) 履歴事項全部証明書の写し</p> <p>(2) 令和2年1月から申請日までの全ての月間売上高等が確認できる</p>

	<p>(3) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月の合併前の各法人の売上高の合計と比較して、売上高が30%以上50%未満減少した月が存在し、かつ、申請日までに売上高が50%以上減少した月がないこと。</p> <p>(4) 新規創業事業者応援給付金の給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 申請日において市税に滞納がないこと。</p>	<p>書類</p> <p>(3) 合併前の各法人の令和元年（平成31年）の全ての月間売上高等が確認できる書類</p> <p>(4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>特例3対象法人</p>	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する法人</p> <p>(1) 中小企業等であること。</p> <p>(2) 令和元年（平成31年）以前から売上高があり、今後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(3) 平成30年又は令和元年（平成31年）に発生した災害の影響により売上高が減少していること。</p> <p>(4) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までに、罹災した年の前年の同月と比較して、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が30%以上50%未満減少した月が存在し、かつ、申請日までに売上高が50%以上減少した月がないこと。</p> <p>(5) 新規創業事業者応援給付金の給付を受けていないこと。</p> <p>(6) 申請日において市税に滞納がないこと。</p>	<p>次に掲げる書類</p> <p>(1) 履歴事項全部証明書の写し</p> <p>(2) 令和2年1月から申請日までの全ての月間売上高等が確認できる書類</p> <p>(3) 罹災した年の前年の全ての月間売上高等が確認できる書類</p> <p>(4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) 罹災証明書等の写し（罹災した日が平成30年1月から令和元年12月までの間であるものに限る。）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>

<p>特例4対象法人</p>	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する法人</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業等であること。 (2) 令和元年（平成31年）以前から売上高があり、今後も事業を継続する意思があること。 (3) 令和2年中に法人化したものであること。 (4) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月の法人化する前の事業者の売上高と比較して、売上高が30%以上50%未満減少した月が存在し、かつ、申請日までに売上高が50%以上減少した月がないこと。 (5) 新規創業事業者応援給付金の給付を受けていないこと。 (6) 申請日において市税に滞納がないこと。 	<p>次に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 履歴事項全部証明書の写し (2) 令和2年1月から申請日までの全ての月間売上高等が確認できる書類 (3) 令和元年（平成31年）の全ての月間売上高等が確認できる書類 (4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し (5) 次に掲げるいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に定める法人設立届出書の写し（法人設立届出書の「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しており、整理番号に個人の確定申告の番号を記載しているものに限る。） イ 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に定める個人事業の開業・廃業等届出書の写し（「廃業の事由が法人の設立にともなうものである場合」欄に記載があり、その法人名及び代表者名が申請内容と一致しているものに
----------------	--	--

		<p>限る。)</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>特例5対象法人</p>	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する法人</p> <p>(1) 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含む。)であること。</p> <p>(2) 令和元年(平成31年)以前から収入(寄附金、補助金、助成金、金利等による収入又は国及び地方公共団体からの受託事業等の法人の事業活動によって得られた収入(株式会社等で営業外収益にあたる金額を除く。)とする。)があり、今後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(3) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で収入が30%以上50%未満減少した月(月ごとの収入がわからないときは、前年の年間の収入の月平均と比較して、収入が30%以上50%未満減少した月)が存在し、かつ、申請日までに収入が50%以上減少した月がないこと。</p> <p>(4) 新規創業事業者応援給付金の給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 申請日において市税に滞納がないこと。</p>	<p>次に掲げる書類</p> <p>(1) 履歴事項全部証明書の写し又は公益法人等の設立について公的機関に許可等されていることがわかる書類</p> <p>(2) 令和2年1月から申請日までの全ての月間の収入が確認できる書類</p> <p>(3) 令和元年(平成31年)の全ての月間の収入が確認できる書類又は令和元年(平成31年)の年間の収入が確認できる書類</p> <p>(4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>

備考 中小企業等の法人名が変更された場合(売上高が減少した月の属する事業年度に合併により法人名が

変更された場合を除く。)には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別の法人とみなす。

別表第2 (第2条、第5条関係)

対象者	要件	申請時の添付書類
一般対象者	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する個人</p> <p>(1) 中小企業等であること。</p> <p>(2) 令和元年(平成31年)以前から売上高があり、今後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(3) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で売上高が30%以上50%未満減少した月(月ごとの売上高がわからないときは、前年の年間の売上高の月平均と比較して、売上高が30%以上50%未満減少した月)が存在し、かつ、申請日までに売上高が50%以上減少した月がないこと。</p> <p>(4) 新規創業事業者応援給付金の給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 申請日において市税に滞納がないこと。</p>	<p>次に掲げる書類</p> <p>(1) 市内に事務所又は事業所があることがわかる書類</p> <p>(2) 申請者本人名義の振込先口座が確認できる書類</p> <p>(3) 直近の確定申告書B第一表の写し</p> <p>(4) 令和2年1月から申請日まで全ての月の売上高が確認できる書類</p> <p>(5) 令和元年(平成31年)の全ての月の売上高が確認できる書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
特例1対象者	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する個人</p> <p>(1) 中小企業等であること。</p> <p>(2) 令和元年(平成31年)中に開業(事業の承継も含む。以下「開業等」という。)した</p>	<p>次に掲げる書類</p> <p>(1) 市内に事務所又は事業所があることがわかる書類</p> <p>(2) 申請者本人名義の振込先口座</p>

<p>者で、今後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(3) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年（平成31年）の月平均（開業等をした日の属する月を1か月とみなして計算した平均とする。）の売上高と比較して、売上高が30%以上50%未満減少した月が存在し、かつ、申請日までに売上高が50%以上減少した月がないこと。</p> <p>(4) 新規創業事業者応援給付金の給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 申請日において市税に滞納がないこと。</p>	<p>が確認できる書類</p> <p>(3) 直近の確定申告書B第一表の写し</p> <p>(4) 令和2年1月から申請日までの全ての月間売上高等が確認できる書類</p> <p>(5) 開業等をした日以後の令和元年（平成31年）の全ての月間売上高等が確認できる書類</p> <p>(6) 振込先口座の通帳の写し</p> <p>(7) 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 所得税法第229条に規定する開業・廃業等届出書の写し（開業等をした日が令和元年（平成31年）中で、当該届出書の提出日が令和2年4月1日以前であるものに限る。）</p> <p>イ 埼玉県税条例施行規則（昭和25年埼玉県規則第41号）第44条に規定する事業開業・休業・廃業報告書の写し（開業等をした日が令和元年（平成31年）中で、当該報告書の提出日が令和2年4月1日以前であるものに限る。）</p> <p>ウ 開業等をした日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載の</p>
--	---

		<p>ある書類（開業等をした日が令和元年（平成31年）中であるものに限る。）</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p>
特例2対象者	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する個人</p> <p>(1) 中小企業等であること。</p> <p>(2) 令和2年中に事業の承継を受けた個人であり、今後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(3) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月の承継前の事業者の売上高と比較して、売上高が30%以上50%未満減少した月（月ごとの売上高がわからないときは、前年の年間の売上高の月平均と比較して、売上高が30%以上50%未満減少した月）が存在し、かつ、申請日までに売上高が50%以上減少した月がないこと。</p> <p>(4) 新規創業事業者応援給付金の給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 申請日において市税に滞納がないこと。</p>	<p>次に掲げる書類</p> <p>(1) 直近の確定申告書B第一表の写し（事業の承継を行った者の名義によるものに限る。）</p> <p>(2) 令和2年1月から申請日までの全ての月間売上高等が確認できる書類</p> <p>(3) 令和元年（平成31年）の全ての月間売上高等が確認できる書類</p> <p>(4) 振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) 所得税法第229条に規定する開業・廃業等届出書の写し（「届出の区分」欄において「開業」を選択しており、事業の承継を行った者の住所及び氏名が明記されているものに限る。）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
特例3対象者	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する個人</p> <p>(1) 中小企業等であること。</p>	<p>次に掲げる書類</p> <p>(1) 直近の確定申告書B第一表の</p>

	<p>(2) 令和元年（平成31年）以前から売上高があり、今後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(3) 平成30年又は令和元年（平成31年）に発生した災害の影響により売上高が減少していること。</p> <p>(4) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までに、罹災した年の前年の同月と比較して、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が30%以上50%未満減少した月（月ごとの売上高がわからないときは、罹災した年の前年の年間の売上高の月平均と比較して、売上高が30%以上50%未満減少した月）が存在し、かつ、申請日までに売上高が50%以上減少した月がないこと。</p> <p>(5) 新規創業事業者応援給付金の給付を受けていないこと。</p> <p>(6) 申請日において市税に滞納がないこと。</p>	<p>写し</p> <p>(2) 市内に事務所又は事業所があることがわかる書類</p> <p>(3) 令和2年1月から申請日までの全ての月間売上高等が確認できる書類</p> <p>(4) 罹災した年の前年の全ての月間売上高等が確認できる書類</p> <p>(5) 振込先口座の通帳の写し</p> <p>(6) 罹災証明書等の写し（罹災した日が平成30年1月から令和元年12月までの間であるものに限る。）</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
--	--	---